

香川県条例第55号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
 (職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(給料表等)                      第3条 略</p> <p>第3条の2 略</p> <p>(初任給調整手当)                      第7条の3 略</p>	<p>(給料表等)                      第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。                      (1) 行政職給料表(別表第1)                      (2) 公安職給料表(別表第2)                      (3) 研究職給料表(別表第3)                      (4) 医療職給料表(別表第4)                          ア 医療職給料表(一)                          イ 医療職給料表(二)                          ウ 医療職給料表(三)                      (5) 大学教育職給料表(別表第5)                      2・3 略</p> <p>第3条の2 大学教育職給料表の4級の職を占める職員で香川県立保健医療大学の学長の職にあるものの給料月額は、前条及び次条の規定にかかわらず、86万円を限度として人事委員会が定める。この場合において、その給料月額は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮したものでなければならない。</p> <p>(初任給調整手当)                      第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用</p>

(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 412,200円

(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 50,300円

(3)・(4) 略

2・3 略

(期末手当)

第14条の5 略

2 略

3 第3条の2の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。

4～7 略

の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 410,900円

(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 5万円

(3)・(4) 略

2・3 略

(期末手当)

第14条の5 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第14条の8まで並びに附則第5項第3号及び第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条から第14条の8までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第16条の2第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第14条の8及び附則第10項において「特定管理職員」という。)にあつては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 第3条の2の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

4～7 略

(勤勉手当)

第14条の8 略

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の82.5(特定管理職員にあっては、100分の102.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5(特定管理職員にあっては、100分の47.5)を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

10 附則第5項の規定が適用される間、第14条の8第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2375(特定管理職員にあっては、100分の1.5375)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5(特定管理職員にあっては、100分の102.5)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

(勤勉手当)

第14条の8 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5(特定管理職員にあっては、100分の87.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の32.5(特定管理職員にあっては、100分の42.5)を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 略

附 則

10 附則第5項の規定が適用される間、第14条の8第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125(特定管理職員にあっては、100分の1.3125)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5(特定管理職員にあっては、100分の87.5)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

Table with columns: 職員の区分, 職務の級号, 1級, 2級, 3級, 4級, 5級, 6級, 7級, 8級, 9級. Rows 1-48 showing salary amounts for various grades.

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

Table with columns: 職員の区分, 職務の級号, 1級, 2級, 3級, 4級, 5級, 6級, 7級, 8級, 9級. Rows 1-48 showing salary amounts for various grades.



105	302,000						
106	302,300						
107	302,700						
108	303,000						
109	303,200						
110	303,600						
111	304,000						
112	304,300						
113	304,400						
114	304,700						
115	305,000						
116	305,400						
117	305,600						
118	305,800						
119	306,100						
120	306,400						
121	306,800						
122	307,000						
123	307,300						
124	307,600						
125	308,000						

再任用職員 略

備考(一) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第16条の3及び附則第2項に規定する職員を除く。

(二) この表の適用を受ける職員の給料月額を、この表の額に1.00分の1.25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。

105	301,300						
106	301,600						
107	302,000						
108	302,400						
109	302,600						
110	303,000						
111	303,400						
112	303,700						
113	303,800						
114	304,200						
115	304,600						
116	305,000						
117	305,200						
118	305,500						
119	305,800						
120	306,100						
121	306,500						
122	306,800						
123	307,100						
124	307,400						
125	307,800						

再任用職員 略

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第16条の3及び附則第2項に規定する職員を除く。







105	316,700	342,100	368,900	394,800					
106	317,300	343,200	369,500	395,300					
107	317,900	344,300	370,100	395,800					
108	318,600	345,400	370,700	略					
109	319,100	346,600	371,300						
110	319,600	347,600	371,800						
111	320,200	348,600	372,400						
112	320,800	349,600	372,900						
113	321,600	350,500	373,300						
114	322,300	351,400	373,700						
115	323,000	352,400	374,300						
116	323,800	353,400	374,800						
117	324,400	354,500	375,200						
118	325,200	355,000	375,700						
119	326,000	355,600	376,300						
120	326,800	356,200	376,800						
121	327,400	356,600	376,900						
122	327,800	357,000	377,500						
123	328,300	357,500	378,100						
124	328,800	357,900	略						
125	329,100	358,300							
略									
再任用職員									

備考(一) この表は、警察官である職員に適用する。  
(二) この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。

105	315,400	340,900	367,800	394,600					
106	316,000	342,000	368,400	395,100					
107	316,600	343,100	369,000	395,600					
108	317,300	344,200	369,600	略					
109	317,800	345,400	370,300						
110	318,400	346,400	370,900						
111	319,000	347,400	371,500						
112	319,600	348,400	372,100						
113	320,400	349,300	372,600						
114	321,100	350,300	373,200						
115	321,800	351,300	373,800						
116	322,600	352,300	374,400						
117	323,200	353,400	374,800						
118	324,000	354,000	375,400						
119	324,800	354,600	376,000						
120	325,600	355,200	376,600						
121	326,200	355,700	376,700						
122	326,700	356,200	377,300						
123	327,200	356,700	377,900						
124	327,700	357,200	略						
125	328,000	357,700							
略									
再任用職員									

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

別表第3 (第3条関係)

## 研究職給料表

職員の区分	職務の級号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	137,700	187,200	276,800	333,700	393,700
	2	138,800	189,700	279,600	335,900	396,600
	3	140,000	192,100	282,400	338,100	399,500
	4	141,100	194,500	285,200	340,300	402,300
	5	142,200	197,000	287,700	342,300	404,600
	6	143,500	199,300	290,400	344,400	407,400
	7	144,800	201,600	293,200	346,500	410,200
	8	146,100	203,800	296,000	348,600	412,900
	9	147,200	205,900	298,600	350,700	415,600
	10	148,900	208,200	301,400	352,800	418,400
	11	150,500	210,500	304,200	354,900	421,200
	12	152,100	212,800	307,000	357,000	424,000
	13	153,600	215,000	309,600	359,100	426,800
	14	155,500	217,400	312,400	361,000	429,600
	15	157,400	219,800	315,100	362,900	432,400
	16	159,400	222,200	317,900	364,900	435,200
	17	161,200	224,500	320,500	366,800	437,700
	18	163,400	227,300	322,800	368,700	440,300
	19	165,600	230,200	325,100	370,700	442,900
	20	167,700	233,100	327,400	372,700	445,500
	21	169,900	235,800	329,800	374,500	448,100
	22	172,300	238,600	331,800	376,500	450,700
	23	174,600	241,400	333,800	378,500	453,300
	24	176,900	244,200	335,900	380,400	455,900
	25	179,000	247,000	338,100	382,000	458,200
	26	181,100	249,700	340,000	383,800	460,600
	27	183,200	252,400	341,900	385,700	463,200
	28	185,300	255,100	343,800	387,600	465,700
	29	187,300	257,900	345,800	389,500	468,200
	30	189,100	260,300	347,500	391,500	470,800
	31	190,900	262,700	349,200	393,500	473,400
	32	192,600	265,100	350,900	395,500	476,000
	33	194,400	267,100	352,300	397,200	478,300
	34	196,300	269,600	353,800	399,000	480,800
	35	198,200	272,000	355,300	400,600	483,300
	36	200,100	274,400	356,800	402,400	485,800
	37	201,800	276,500	358,200	403,700	488,200
	38	203,700	278,400	359,600	405,200	490,700
	39	205,600	280,300	361,000	406,600	493,100
	40	207,500	282,200	362,400	408,000	495,600
	41	209,400	283,800	363,300	409,400	497,900
	42	211,300	285,100	364,500	410,800	500,200
	43	213,200	286,400	365,800	412,300	502,400
	44	215,100	287,700	367,000	413,900	504,700
	45	217,000	288,700	368,200	415,300	506,600
	46	219,000	290,000	369,400	416,700	508,200
	47	221,000	291,300	370,700	418,300	509,800
	48	222,900	292,600	372,000	419,900	511,300

別表第3 (第3条関係)

## 研究職給料表

職員の区分	職務の級号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,500
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,100
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	441,700
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	444,300
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	446,900
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	449,500
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	452,100
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	454,700
	25	177,400	245,100	336,500	380,700	457,100
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	459,600
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	462,200
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	464,700
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	467,200
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	469,800
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	472,400
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	475,000
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	477,300
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	479,800
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	482,300
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	484,800
	37	199,800	274,700	356,700	402,600	487,300
	38	201,700	276,600	358,100	404,100	489,800
	39	203,600	278,500	359,500	405,500	492,300
	40	205,500	280,400	360,900	406,900	494,800
	41	207,500	282,100	361,900	408,300	497,200
	42	209,400	283,400	363,100	409,700	499,500
	43	211,300	284,700	364,400	411,200	501,800
	44	213,200	286,000	365,600	412,800	504,100
	45	215,100	287,000	366,900	414,200	506,100
	46	217,100	288,300	368,200	415,700	507,700
	47	219,100	289,600	369,500	417,300	509,300
	48	221,100	290,900	370,800	418,900	510,900

	49	224,700	294,000	373,100	421,200	513,000
	50	226,700	295,300	374,400	422,700	514,500
	51	228,700	296,600	375,700	424,200	515,900
	52	230,700	297,800	377,000	425,700	517,400
	53	232,500	299,000	377,700	427,100	518,600
	54	234,500	300,200	378,700	428,500	519,800
	55	236,500	301,500	379,700	429,900	521,000
	56	238,400	302,800	380,700	431,300	522,200
	57	240,100	303,900	381,600	432,400	523,200
	58	241,600	305,100	382,400	433,700	524,200
	59	243,000	306,300	383,100	435,100	525,200
	60	244,500	307,500	383,800	436,400	526,200
	61	245,800	308,600	384,400	437,200	527,300
	62	247,200	309,700	385,100	438,100	528,200
	63	248,600	310,800	386,000	439,100	529,100
再任 用職 員以 外の 職員	64	250,000	311,900	386,900	440,000	略
	65	251,300	313,000	387,600	440,900	略
	66	252,700	314,100	388,400	441,800	略
	67	254,100	315,200	389,200	442,600	略
	68	255,500	316,300	390,000	443,500	略
	69	256,800	317,400	390,600	444,100	略
	70	258,300	318,500	391,300	444,900	略
	71	259,800	319,600	392,000	445,800	略
	72	261,300	320,700	392,700	446,700	略
	73	262,700	321,500	393,400	447,400	略
	74	264,100	322,600	394,000	448,200	略
	75	265,500	323,700	394,700	449,100	略
	76	266,900	324,800	395,400	450,000	略
	77	268,000	325,900	396,100	450,700	略
	78	269,200	326,900	396,700	略	略
	79	270,500	327,900	397,300	略	略
	80	271,800	328,900	397,900	略	略
	81	273,200	330,000	398,500	略	略
	82	274,500	330,800	399,200	略	略
	83	275,800	331,500	399,800	略	略
	84	277,100	332,300	400,400	略	略
	85	278,300	332,900	400,900	略	略
	86	279,500	333,400	401,500	略	略
	87	280,800	333,900	402,200	略	略
	88	282,100	334,400	402,900	略	略
	89	283,100	334,700	403,300	略	略
	90	284,300	335,200	略	略	略
	91	285,500	335,700	略	略	略
	92	286,700	336,200	略	略	略
	93	287,800	336,500	略	略	略
	94	288,800	336,900	略	略	略
	95	289,800	337,400	略	略	略
	96	290,800	337,900	略	略	略
	97	291,400	338,500	略	略	略
	98	292,300	339,000	略	略	略
	99	293,200	339,500	略	略	略
	100	294,100	340,000	略	略	略
	101	295,000	340,500	略	略	略
	102	295,700	341,000	略	略	略
	103	296,400	341,500	略	略	略
	104	297,100	342,000	略	略	略

	49	222,900	292,300	371,900	420,200	512,600
	50	224,900	293,600	373,200	421,700	514,100
	51	226,900	294,900	374,500	423,200	515,500
	52	228,900	296,200	375,800	424,700	517,000
	53	230,700	297,400	376,500	426,100	518,300
	54	232,700	298,700	377,500	427,500	519,500
	55	234,700	300,000	378,500	428,900	520,700
	56	236,700	301,300	379,500	430,300	521,900
	57	238,400	302,400	380,400	431,500	523,000
	58	239,900	303,600	381,200	432,900	524,000
	59	241,300	304,800	381,900	434,300	525,000
	60	242,800	306,000	382,600	435,700	526,000
	61	244,100	307,100	383,200	436,600	527,100
	62	245,500	308,200	384,000	437,600	528,000
	63	246,900	309,300	384,900	438,600	528,900
再任 用職 員以 外の 職員	64	248,300	310,400	385,800	439,600	略
	65	249,800	311,600	386,500	440,500	略
	66	251,200	312,700	387,300	441,400	略
	67	252,600	313,800	388,100	442,300	略
	68	254,000	314,900	388,900	443,200	略
	69	255,300	316,100	389,500	443,800	略
	70	256,800	317,200	390,200	444,700	略
	71	258,300	318,300	390,900	445,600	略
	72	259,800	319,400	391,600	446,500	略
	73	261,200	320,300	392,300	447,200	略
	74	262,600	321,400	393,000	448,100	略
	75	264,000	322,500	393,700	449,000	略
	76	265,400	323,600	394,400	449,900	略
	77	266,500	324,700	395,200	450,600	略
	78	267,800	325,700	395,800	略	略
	79	269,100	326,700	396,500	略	略
	80	270,400	327,700	397,200	略	略
	81	271,800	328,800	397,900	略	略
	82	273,100	329,600	398,600	略	略
	83	274,400	330,300	399,300	略	略
	84	275,700	331,100	400,000	略	略
	85	276,900	331,700	400,500	略	略
	86	278,200	332,200	401,200	略	略
	87	279,500	332,700	401,900	略	略
	88	280,800	333,200	402,600	略	略
	89	281,900	333,500	403,000	略	略
	90	283,100	334,000	略	略	略
	91	284,300	334,500	略	略	略
	92	285,500	335,000	略	略	略
	93	286,600	335,300	略	略	略
	94	287,600	335,800	略	略	略
	95	288,600	336,300	略	略	略
	96	289,600	336,800	略	略	略
	97	290,200	337,400	略	略	略
	98	291,100	337,900	略	略	略
	99	292,000	338,400	略	略	略
	100	292,900	338,900	略	略	略
	101	293,800	339,400	略	略	略
	102	294,500	339,900	略	略	略
	103	295,200	340,400	略	略	略
	104	295,900	340,900	略	略	略

105	297,900	342,500
106	298,400	342,900
107	298,900	343,400
108	299,400	343,900
109	299,600	344,400
110	300,000	344,800
111	300,300	345,300
112	300,600	345,700
113	300,900	346,200
114	301,200	346,600
115	301,500	347,100
116	301,800	347,500
117	302,100	348,000
118	302,500	348,400
119	302,900	348,900
120	303,300	349,300
121	303,600	349,700

再任用職員 略

備考(一) この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。  
(二) この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。

105	296,700	341,400
106	297,200	341,900
107	297,700	342,400
108	298,200	342,900
109	298,400	343,500
110	298,800	344,000
111	299,100	344,500
112	299,400	345,000
113	299,800	345,600
114	300,100	346,100
115	300,400	346,600
116	300,700	347,100
117	301,000	347,600
118	301,400	348,100
119	301,800	348,600
120	302,200	349,100
121	302,500	349,500

再任用職員 略

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第3条関係)

## 医療職給料表

## ア 医療職給料表(-)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600
	2	242,600	328,800	395,500	470,900
	3	245,100	331,900	398,400	473,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500
	5	249,900	337,800	404,000	477,800
	6	253,700	341,100	406,800	480,000
	7	257,500	344,400	409,600	482,200
	8	261,300	347,700	412,400	484,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500
	10	268,900	353,900	417,700	488,600
	11	272,900	357,100	420,400	490,700
	12	276,900	360,300	423,100	492,800
	13	280,700	363,400	425,600	494,900
	14	284,700	367,100	428,100	497,000
	15	288,700	370,700	430,500	499,100
	16	292,700	374,400	433,000	501,200
	17	296,500	378,000	435,200	503,300
	18	300,100	380,700	437,600	505,300
	19	303,700	383,500	440,000	507,300
	20	307,300	386,300	442,400	509,300
	21	311,000	389,200	444,500	511,100
	22	314,800	391,800	446,900	512,900
	23	318,500	394,400	449,300	514,800
	24	322,200	397,000	451,600	516,700
	25	325,800	399,400	453,800	518,400
	26	328,600	401,700	456,100	520,200
	27	331,400	404,000	458,400	522,000
	28	334,200	406,300	460,700	523,800
	29	337,000	408,700	462,900	525,700
	30	339,400	410,800	465,200	527,500
	31	341,800	412,800	467,500	529,300
	32	344,200	414,900	469,800	531,100
	33	346,600	417,000	471,800	532,700
	34	349,100	419,000	473,900	534,500
	35	351,500	421,000	476,000	536,200
	36	354,000	423,000	478,100	538,000
	37	356,400	425,100	480,200	539,600
	38	358,800	427,100	482,000	541,200
	39	361,200	429,100	483,800	542,600
	40	363,600	431,100	485,600	544,200
再任	41	365,900	433,100	487,300	545,700
	42	367,400	434,900	489,100	547,100
用職	43	368,900	436,700	490,900	548,500
	44	370,400	438,500	492,700	549,800
員以	45	371,900	440,400	494,300	551,000
	46	373,300	442,200	496,000	552,000
外の	47	374,800	444,000	497,800	553,000
職員	48	376,300	445,800	499,600	554,000

別表第4 (第3条関係)

## 医療職給料表

## ア 医療職給料表(-)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	237,700	323,400	390,600	467,100
	2	240,200	326,500	393,500	469,400
	3	242,700	329,600	396,400	471,700
	4	245,200	332,700	399,300	474,000
	5	247,600	335,600	402,000	476,300
	6	251,400	338,900	404,800	478,500
	7	255,200	342,200	407,600	480,700
	8	259,000	345,500	410,400	482,900
	9	262,600	348,600	413,000	485,200
	10	266,600	351,800	415,700	487,300
	11	270,600	355,000	418,400	489,400
	12	274,600	358,200	421,100	491,500
	13	278,500	361,300	423,600	493,600
	14	282,500	365,000	426,100	495,700
	15	286,500	368,700	428,600	497,800
	16	290,500	372,400	431,100	499,900
	17	294,300	376,000	433,400	502,000
	18	297,900	378,800	435,800	504,000
	19	301,500	381,600	438,200	506,000
	20	305,100	384,400	440,600	508,000
	21	308,800	387,300	442,900	509,800
	22	312,600	389,900	445,300	511,700
	23	316,300	392,500	447,700	513,600
	24	320,000	395,100	450,100	515,500
	25	323,600	397,500	452,400	517,200
	26	326,500	399,800	454,700	519,000
	27	329,300	402,100	457,000	520,800
	28	332,100	404,400	459,300	522,600
	29	335,000	406,800	461,500	524,500
	30	337,400	408,900	463,800	526,300
	31	339,800	411,000	466,100	528,100
	32	342,200	413,100	468,400	529,900
	33	344,600	415,300	470,500	531,700
	34	347,100	417,300	472,600	533,500
	35	349,600	419,300	474,700	535,300
	36	352,100	421,300	476,800	537,100
	37	354,500	423,400	478,900	538,800
	38	356,900	425,400	480,700	540,400
	39	359,300	427,400	482,500	542,000
	40	361,700	429,400	484,300	543,600
再任	41	364,000	431,500	486,000	545,200
	42	365,500	433,300	487,800	546,600
用職	43	367,000	435,100	489,600	548,000
	44	368,500	436,900	491,400	549,400
員以	45	370,100	438,800	493,000	550,600
	46	371,600	440,600	494,800	551,600
外の	47	373,100	442,400	496,600	552,600
職員	48	374,600	444,200	498,400	553,600

49	377,600	447,600	501,200	555,000
50	378,600	449,300	502,500	555,900
51	379,600	451,100	503,800	556,800
52	380,600	452,900	505,100	557,700
53	381,600	454,800	506,400	558,500
54	382,500	456,000	507,700	559,400
55	383,400	457,200	509,000	560,300
56	384,300	458,400	510,300	561,200
57	385,300	459,600	511,300	562,100
58	386,200	460,600	512,100	563,000
59	387,000	461,600	512,900	563,900
60	387,900	462,600	513,700	略
61	388,700	463,400	514,600	
62	389,200	464,100	515,400	
63	389,700	464,800	516,300	
64	390,200	465,500	517,100	
65	390,500	466,200	518,000	
66		466,900	518,900	
67		467,600	519,600	
68		468,300	520,500	
69		468,800	521,400	
70		469,500	522,200	
71		470,200	523,100	
72		470,900	524,000	
73		471,300	524,800	
74		471,900	525,700	
75		472,600	526,600	
76		473,300	略	
77		473,700		
78		474,300		
79		474,900		
80		475,400		
81		476,000		
82		476,500		
83		477,000		
84		477,500		
85		477,900		
86		478,500		
87		478,900		
88		479,400		
89		479,900		
90		480,500		
91		481,100		

再任用職員 略

備考(一) この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。  
 (二) この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。

49	375,900	446,100	500,000	554,700
50	376,900	447,900	501,300	555,600
51	377,900	449,700	502,600	556,500
52	378,900	451,500	503,900	557,400
53	380,000	453,400	505,200	558,300
54	380,900	454,600	506,500	559,200
55	381,800	455,800	507,800	560,100
56	382,700	457,000	509,100	561,000
57	383,700	458,200	510,300	561,900
58	384,600	459,200	511,200	562,800
59	385,500	460,200	512,100	563,700
60	386,400	461,200	513,000	略
61	387,300	462,100	513,900	
62	387,800	462,800	514,800	
63	388,300	463,500	515,700	
64	388,800	464,200	516,600	
65	389,100	464,900	517,500	
66		465,600	518,400	
67		466,300	519,300	
68		467,000	520,200	
69		467,500	521,100	
70		468,200	522,000	
71		468,900	522,900	
72		469,600	523,800	
73		470,100	524,600	
74		470,800	525,500	
75		471,500	526,400	
76		472,200	略	
77		472,700		
78		473,300		
79		473,900		
80		474,500		
81		475,100		
82		475,700		
83		476,300		
84		476,900		
85		477,400		
86		478,000		
87		478,600		
88		479,200		
89		479,700		
90		480,300		
91		480,900		

再任用職員 略

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。



再任 用職 員以 外の 職員	49	213,600	256,500	294,700	325,800	370,100	407,900
	50	214,600	257,900	296,300	327,100	371,100	408,600
	51	215,600	259,300	297,900	328,400	372,100	409,300
	52	216,600	260,700	299,500	329,700	373,100	409,900
	53	217,400	261,900	300,900	330,800	373,900	410,500
	54	218,400	263,300	302,400	331,800	374,800	411,100
	55	219,300	264,700	303,900	332,900	375,700	411,700
	56	220,300	266,100	305,400	334,000	376,600	412,300
	57	221,100	267,200	306,700	334,500	377,200	412,800
	58	222,000	268,500	308,000	335,400	378,000	413,500
	59	222,900	269,800	309,300	336,200	378,800	414,100
	60	223,800	271,100	310,700	337,100	379,600	414,800
	61	224,700	272,200	312,000	337,900	380,000	415,100
	62	225,700	273,400	313,300	338,200	380,700	415,600
	63	226,700	274,700	314,600	338,900	381,400	416,300
	64	227,800	276,000	315,900	339,600	382,100	417,000
	65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600	略
	66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200	
	67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900	
	68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500	
	69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000	
	70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500	
	71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000	
	72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500	
	73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100	
	74	235,500	286,400	323,300	345,700	387,600	
	75	236,300	287,100	323,900	346,200	388,200	
	76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800	
77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300		
78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,800		
79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,400		
80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,000		
81	239,900	291,200	327,200	349,100	略		
82	240,300	291,700	327,700	349,400			
83	240,700	292,200	328,200	349,800			
84	241,100	292,600	328,700	350,100			
85	241,500	292,800	329,200	350,600			
86		293,000	329,600	350,900			
87		293,200	329,800	351,200			
88		293,400	330,200	351,500			
89		293,800	330,600	351,900			
90		294,000	331,000	352,200			
91		294,200	331,400	352,600			
92		294,400	331,800	352,900			
93		294,800	332,200	353,300			
94		295,000	332,400	353,600			
95		295,200	332,800	354,000			
96		295,500	333,100	354,300			
97		295,900	333,300	略			
98		296,200	333,600				
99		296,500	333,900				
100		296,800	334,200				
101		297,100	334,400				

再任 用職 員以 外の 職員	49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800
	57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400
	58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100
	59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800
	60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500
	61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800
	62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400
	63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100
	64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800
	65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	略
	66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400	
	67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100	
	68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800	
	69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300	
	70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900	
	71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500	
	72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100	
	73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700	
	74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300	
	75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900	
	76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500	
77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000		
78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600		
79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200		
80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800		
81	238,600	290,000	326,100	348,200	略		
82	239,000	290,500	326,600	348,600			
83	239,400	291,000	327,100	349,000			
84	239,800	291,500	327,600	349,400			
85	240,300	291,700	328,100	349,900			
86		291,900	328,500	350,300			
87		292,100	328,800	350,700			
88		292,300	329,200	351,100			
89		292,700	329,600	351,500			
90		292,900	330,000	351,900			
91		293,100	330,400	352,300			
92		293,300	330,800	352,600			
93		293,700	331,300	353,000			
94		293,900	331,600	353,400			
95		294,100	332,000	353,800			
96		294,400	332,400	354,100			
97		294,800	332,600	略			
98		295,100	333,000				
99		295,400	333,400				
100		295,700	333,800				
101		296,000	334,000				



	102		297,300	334,700				
	103		297,600	335,100				
	104		297,900	335,300				
	105		298,200	335,400				
	106			335,700				
	107			336,100				
略					略			

再任用職員 略

備考(一) この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。

	102		296,300	334,400				
	103		296,600	334,800				
	104		296,900	335,000				
	105		297,200	335,100				
	106			335,500				
	107			335,900				
略					略			

再任用職員 略

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。



51	233,500	260,600	304,600	331,600	369,500	427,600
52	234,900	262,000	306,000	333,000	370,900	429,100
53	236,200	263,500	307,500	334,400	372,400	430,500
54	237,500	265,100	308,900	335,800	373,600	432,000
55	238,800	266,700	310,300	337,200	374,800	433,400
56	240,100	268,200	311,700	338,600	376,000	434,800
57	241,300	269,800	312,800	339,500	377,100	435,900
58	242,600	271,400	314,100	340,800	378,100	436,800
59	243,800	273,000	315,400	342,000	379,100	437,700
60	245,100	274,600	316,800	343,300	380,100	略
61	246,200	276,100	318,000	344,500	380,700	
62	247,500	277,600	319,300	345,400	381,500	
63	248,800	279,100	320,600	346,700	382,300	
64	250,100	280,600	321,900	348,000	383,100	
65	251,100	282,200	323,200	349,100	383,900	
66	252,400	283,700	324,500	350,300	384,600	
67	253,800	285,200	325,800	351,500	385,400	
68	255,200	286,700	327,100	352,600	386,100	
69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	
70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400	
71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100	
72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700	
73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400	
74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900	
75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500	
76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000	
77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400	
78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,000	
79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,600	
80	270,300	303,300	340,100	364,200	略	
81	271,400	304,100	341,200	364,800		
82	272,500	305,300	342,300	365,300		
83	273,600	306,500	343,400	365,900		
84	274,700	307,800	344,500	366,400		
85	275,600	308,900	345,400	367,000		
86	276,600	310,100	346,400	367,500		
87	277,700	311,300	347,300	368,100		
88	278,800	312,500	348,300	368,600		
89	279,800	313,800	349,400	369,000		
90	280,800	315,000	350,200	369,500		
91	281,800	316,200	351,000	370,100		
92	282,800	317,400	351,800	370,600		
93	283,800	318,300	352,500	370,900		
94	284,800	319,000	353,100	371,400		
95	285,800	319,700	353,800	371,900		
96	286,800	320,300	354,400	略		
97	287,700	321,000	354,800			
98	288,500	321,300	355,200			
99	289,300	322,000	355,700			
100	290,200	322,700	356,100			
101	291,000	323,100	356,600			
102	291,800	323,700	357,000			
103	292,600	324,300	357,500			
104	293,400	324,900	357,900			
105	294,100	325,300	358,200			
106	294,600	325,800	358,700			

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000
52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600
53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100
54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600
55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100
56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600
57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700
58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600
59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500
60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	略
61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	
62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	
63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	
64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	
65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	
66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	
67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	
68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	
69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	
70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900	
71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600	
72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300	
73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000	
74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600	
75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200	
76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800	
77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200	
78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800	
79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400	
80	268,900	302,000	339,000	363,200	略	
81	270,000	302,900	340,100	363,900		
82	271,100	304,100	341,200	364,500		
83	272,200	305,300	342,300	365,100		
84	273,300	306,600	343,400	365,700		
85	274,200	307,700	344,300	366,400		
86	275,300	308,900	345,300	367,000		
87	276,400	310,100	346,300	367,600		
88	277,500	311,300	347,300	368,200		
89	278,600	312,600	348,400	368,600		
90	279,600	313,800	349,200	369,200		
91	280,600	315,000	350,000	369,800		
92	281,600	316,200	350,800	370,400		
93	282,600	317,100	351,600	370,700		
94	283,600	317,800	352,300	371,200		
95	284,600	318,500	353,000	371,700		
96	285,600	319,100	略	371,700		
97	286,500	319,800	354,200			
98	287,300	320,200	354,700			
99	288,100	320,900	355,200			
100	289,000	321,600	355,700			
101	289,800	322,000	356,200			
102	290,600	322,600	356,700			
103	291,400	323,200	357,200			
104	292,200	323,800	357,700			
105	292,900	324,200	358,000			
106	293,400	324,700	358,500			

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

107	295,100	326,300	359,200
108	295,600	326,800	略
109	295,800	327,200	
110	296,200	327,600	
111	296,400	327,900	
112	296,800	328,300	
113	297,100	328,700	
114	297,300	329,100	
115	297,700	329,500	
116	298,000	329,800	
117	298,300	330,000	
118	298,600	330,300	
119	298,900	330,700	
120	299,300	330,900	
121	299,600	331,100	
122	300,000	331,400	
123	300,400	331,700	
124	300,800	332,000	
125	301,000	332,200	
126	301,200	332,500	
127	301,600	332,900	
128	302,000	333,100	
129	302,200	333,200	
130	302,500	333,600	
131	302,900	334,000	
132	303,300	略	
133	303,500		
134	303,800		
135	304,200		
136	304,500		
137	304,700		
138	305,000		
139	305,400		
140	305,700		
141	305,900		
142	306,300		
143	306,700		
144	307,000		
145	307,100		
146	307,400		
147	307,700		
148	308,100		
149	308,300		
150	308,500		
151	308,800		
152	309,100		
153	309,500		
154	309,700		
155	309,900		
156	310,200		
157	310,600		
158	310,900		
159	311,200		
160	311,500		
161	311,900		
162	312,200		

107	293,900	325,200	359,000
108	294,400	325,700	略
109	294,600	326,100	
110	295,000	326,500	
111	295,200	326,900	
112	295,600	327,300	
113	295,900	327,700	
114	296,200	328,100	
115	296,600	328,500	
116	296,900	328,800	
117	297,200	329,100	
118	297,500	329,500	
119	297,800	329,900	
120	298,200	330,300	
121	298,500	330,500	
122	298,900	330,900	
123	299,300	331,300	
124	299,700	331,700	
125	299,900	331,900	
126	300,200	332,200	
127	300,600	332,600	
128	301,000	332,900	
129	301,200	333,000	
130	301,600	333,400	
131	302,000	333,800	
132	302,400	略	
133	302,600		
134	303,000		
135	303,400		
136	303,800		
137	304,000		
138	304,300		
139	304,700		
140	305,100		
141	305,300		
142	305,700		
143	306,100		
144	306,400		
145	306,500		
146	306,900		
147	307,300		
148	307,700		
149	307,900		
150	308,200		
151	308,500		
152	308,800		
153	309,200		
154	309,500		
155	309,700		
156	310,000		
157	310,400		
158	310,700		
159	311,000		
160	311,300		
161	311,700		
162	312,000		

	163	312,500					
	164	312,800					
	165	313,200					
	166	313,500					
	167	313,800					
	168	314,100					
	169	314,500					
再任用職員	略						

備考(一) この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。  
(二) この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。

	163	312,300					
	164	312,600					
	165	313,000					
	166	313,300					
	167	313,600					
	168	313,900					
	169	314,300					
再任用職員	略						

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第3条関係）

## 大学教育職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	207,000	267,800	318,500	409,900
	2	209,200	270,900	321,900	412,400
	3	211,400	274,000	325,400	414,800
	4	213,600	277,000	328,900	417,300
	5	215,700	280,000	332,400	419,800
	6	217,900	282,800	335,800	422,300
	7	220,100	285,500	339,300	424,800
	8	222,200	288,200	342,800	427,300
	9	224,500	291,000	346,400	429,500
	10	226,900	293,900	349,700	432,000
	11	229,300	296,800	353,000	434,500
	12	231,700	299,700	356,300	436,900
	13	234,000	302,300	359,500	438,700
	14	236,400	304,900	362,000	440,900
	15	238,800	307,400	364,500	443,300
	16	241,200	309,900	367,100	445,600
	17	243,300	312,300	369,800	448,000
	18	246,400	315,000	372,100	450,400
	19	249,500	317,800	374,400	452,800
	20	252,600	320,600	376,700	455,200
	21	255,700	323,200	378,900	457,500
	22	258,800	326,000	381,000	459,900
	23	261,900	328,800	383,100	462,300
	24	265,000	331,600	385,200	464,700
	25	267,900	334,000	387,100	466,700
	26	270,900	336,500	389,000	468,900
	27	273,900	338,900	390,900	471,100
	28	276,900	341,400	392,800	473,300
	29	279,900	343,800	394,800	475,500
	30	282,600	346,000	396,600	477,800
	31	285,300	348,200	398,300	480,000
	32	288,000	350,400	400,100	482,200
	33	290,600	352,700	401,900	484,200
	34	293,500	355,000	403,700	486,300
	35	296,300	357,300	405,400	488,600
	36	299,100	359,600	407,200	490,900
	37	301,800	361,600	408,700	493,100
	38	304,000	363,700	410,400	495,100
	39	306,300	365,800	412,100	497,100
	40	308,600	367,800	413,700	499,100
	41	310,700	369,800	415,000	501,100
	42	311,900	371,700	416,600	503,000
	43	313,100	373,500	418,200	504,900
	44	314,300	375,400	419,800	506,800
	45	315,400	377,400	421,200	508,700
	46	316,600	379,200	422,800	510,500
	47	317,800	380,900	424,400	512,300
	48	319,000	382,700	426,000	514,200

別表第5（第3条関係）

## 大学教育職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	204,600	265,400	316,200	408,000
	2	206,800	268,500	319,600	410,500
	3	209,000	271,600	323,100	413,000
	4	211,200	274,700	326,600	415,500
	5	213,300	277,800	330,200	418,100
	6	215,500	280,600	333,700	420,600
	7	217,700	283,400	337,200	423,100
	8	219,900	286,100	340,700	425,600
	9	222,200	288,900	344,300	427,900
	10	224,600	291,800	347,600	430,400
	11	227,000	294,700	350,900	432,900
	12	229,400	297,600	354,200	435,400
	13	231,700	300,200	357,500	437,200
	14	234,100	302,800	360,000	439,500
	15	236,500	305,300	362,600	441,900
	16	238,900	307,800	365,200	444,200
	17	241,100	310,200	367,900	446,600
	18	244,200	313,000	370,200	449,000
	19	247,300	315,800	372,500	451,400
	20	250,400	318,600	374,800	453,800
	21	253,500	321,200	377,000	456,300
	22	256,600	324,000	379,100	458,700
	23	259,700	326,800	381,200	461,100
	24	262,800	329,600	383,300	463,500
	25	265,800	332,100	385,300	465,500
	26	268,800	334,600	387,200	467,700
	27	271,800	337,100	389,100	469,900
	28	274,800	339,600	391,000	472,100
	29	277,800	342,000	393,000	474,300
	30	280,500	344,200	394,800	476,600
	31	283,200	346,400	396,600	478,800
	32	285,900	348,600	398,400	481,000
	33	288,500	350,900	400,200	483,000
	34	291,400	353,200	402,000	485,200
	35	294,200	355,500	403,800	487,500
	36	297,000	357,800	405,600	489,800
	37	299,800	359,900	407,200	492,000
	38	302,100	362,000	408,900	494,000
	39	304,400	364,100	410,600	496,000
	40	306,700	366,100	412,300	498,000
	41	308,900	368,100	413,700	500,100
	42	310,100	370,000	415,300	502,000
	43	311,300	371,900	416,900	503,900
	44	312,500	373,800	418,500	505,800
	45	313,600	375,800	419,900	507,800
	46	314,800	377,600	421,500	509,600
	47	316,000	379,400	423,100	511,500
	48	317,200	381,200	424,700	513,400

再任	49	320,000	384,600	427,500	515,900
用職	50	321,100	386,400	428,800	517,700
員以	51	322,200	388,200	430,100	519,500
外の	52	323,200	390,000	431,400	521,400
職員	53	324,400	391,300	432,200	523,200
	54	325,400	392,800	433,200	524,900
	55	326,500	394,300	434,100	526,600
	56	327,600	395,900	435,000	528,200
	57	328,700	397,300	435,900	529,900
	58	329,800	398,700	436,800	531,200
	59	330,900	400,200	437,800	532,500
	60	331,900	401,700	438,700	533,800
	61	333,000	403,000	439,600	535,000
	62	334,100	404,500	440,500	536,000
	63	335,200	406,000	441,600	537,000
	64	336,300	407,500	442,700	538,000
	65	337,200	408,500	443,600	538,700
	66	338,300	409,600	444,600	539,600
	67	339,400	410,700	445,600	540,500
	68	340,500	411,800	446,600	541,400
	69	341,400	412,800	447,600	542,300
	70	342,500	413,700	448,600	543,100
	71	343,600	414,600	449,600	544,000
	72	344,700	415,400	450,600	略
	73	345,300	416,200	451,600	
	74	346,300	417,100	452,500	
	75	347,300	417,900	453,400	
	76	348,300	418,800	454,400	
	77	349,400	419,500	455,200	
	78	350,400	420,100	455,700	
	79	351,400	420,700	456,400	
	80	352,400	421,300	457,000	
	81	353,400	421,600	457,800	
	82	354,400	422,200	458,500	
	83	355,400	422,800	459,100	
	84	356,400	423,400	459,800	
	85	357,000	423,700	460,300	
	86	357,600	424,200	460,900	
	87	358,200	424,800	461,600	
	88	358,800	425,400	462,300	
	89	359,500	425,800	462,800	
	90	359,900	426,400		
	91	360,300	427,000		
	92	360,800	427,500		
	93	361,300	427,800		
	94	361,700	428,200		
	95	362,200	428,600		
	96	362,700	429,000		
	97	363,300	429,500		
	98	363,800	430,000		
	99	364,300	430,400		
	100	364,800	430,900		
	101	365,200	431,300		
	102	365,700	431,700		
	103	366,100	432,200		
	104	366,600	略		

再任	49	318,200	383,100	426,300	515,200
用職	50	319,300	384,900	427,600	517,000
員以	51	320,400	386,700	428,900	518,900
外の	52	321,500	388,500	430,200	520,800
職員	53	322,700	389,900	431,000	522,700
	54	323,800	391,400	432,000	524,400
	55	324,900	392,900	432,900	526,100
	56	326,000	394,500	433,800	527,800
	57	327,100	395,900	434,800	529,500
	58	328,200	397,300	435,700	530,800
	59	329,300	398,800	436,700	532,100
	60	330,300	400,300	437,600	533,400
	61	331,400	401,700	438,500	534,700
	62	332,500	403,200	439,500	535,700
	63	333,600	404,700	440,600	536,700
	64	334,700	406,200	441,700	537,700
	65	335,700	407,200	442,600	538,500
	66	336,800	408,300	443,600	539,400
	67	337,900	409,400	444,600	540,300
	68	339,000	410,500	445,600	541,200
	69	340,000	411,500	446,600	542,100
	70	341,100	412,400	447,600	542,900
	71	342,200	413,300	448,600	543,800
	72	343,300	414,100	449,600	略
	73	344,000	415,000	450,700	
	74	345,000	415,900	451,700	
	75	346,000	416,700	452,700	
	76	347,000	417,600	453,700	
	77	348,100	418,300	454,600	
	78	349,100	418,900	455,200	
	79	350,100	419,500	455,900	
	80	351,100	420,100	456,600	
	81	352,100	420,400	457,400	
	82	353,100	421,000	458,100	
	83	354,100	421,600	458,800	
	84	355,100	422,200	459,500	
	85	355,700	422,600	460,000	
	86	356,300	423,200	460,700	
	87	356,900	423,800	461,400	
	88	357,500	424,400	462,100	
	89	358,200	424,900	462,600	
	90	358,700	425,500		
	91	359,100	426,100		
	92	359,600	426,700		
	93	360,100	427,000		
	94	360,500	427,500		
	95	361,000	428,000		
	96	361,500	428,500		
	97	362,100	429,100		
	98	362,600	429,600		
	99	363,100	430,100		
	100	363,600	430,600		
	101	364,000	431,000		
	102	364,500	431,500		
	103	365,000	432,000		
	104	365,500	略		

105	367,100
106	367,500
107	368,000
108	368,500
109	369,000
110	369,500
111	370,000
112	370,400
113	370,800
114	371,200
115	371,700
116	372,100
117	372,500
118	372,900
119	373,400
120	373,900
121	374,200
122	374,600
123	375,100
略	略
再任用職員	略

備考(一) この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。

105	366,000
106	366,500
107	367,000
108	367,500
109	368,100
110	368,600
111	369,100
112	369,600
113	370,200
114	370,700
115	371,200
116	371,700
117	372,100
118	372,600
119	373,100
120	373,600
121	373,900
122	374,400
123	374,900
略	略
再任用職員	略

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2

改正後	改正前
<p>(給料の調整額)</p> <p>第7条 略</p> <p>(給料の特別調整額)</p> <p>第7条の2 略</p>	<p>(給料の調整額)</p> <p>第7条 人事委員会は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。</p> <p>2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。</p> <p>(給料の特別調整額)</p> <p>第7条の2 人事委員会は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちその特殊性に基づき、給料月額につき適正な特別調整額表を定めることができる。</p> <p>2 略</p>



(地域手当)

第9条の2 略

2 県内の地域に在勤する職員の地域手当の月額、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に100分の2を乗じて得た額とする。

3 略

- (1) 1級地 100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
- (2) 2級地 100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
- (3) 3級地 100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
- (4) 4級地 100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
- (5) 5級地 100分の10を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
- (6) 6級地 100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
- (7) 7級地 100分の3を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

4 略

第9条の3 医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。

(単身赴任手当)

第10条の2 略

(地域手当)

第9条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して県内の地域及び人事委員会規則で定める県外の地域に在勤する職員に支給する。

2 県内の地域に在勤する職員の地域手当の月額、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に100分の1を乗じて得た額とする。

3 県外の地域に在勤する職員の地域手当の月額は、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の18を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
- (2) 2級地 100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
- (3) 3級地 100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
- (4) 4級地 100分の10を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
- (5) 5級地 100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
- (6) 6級地 100分の3を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

4 略

第9条の3 医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。

(単身赴任手当)

第10条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公

2 単身赴任手当の月額は、3万円（人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額）とする。

### 3・4 略

（農林漁業普及指導手当）

### 第11条の4 略

（管理職員特別勤務手当）

第14条の3 第7条の2に規定する給料の特別調整額の支給を受ける職員（以下「特別調整額受給職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、特別調整額受給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない

署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、23,000円（人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額）とする。

### 3・4 略

（農林漁業普及指導手当）

### 第11条の4 略

2 農林漁業普及指導手当の月額は、当該職員の給料月額に100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第14条の3 第7条の2に規定する給料の特別調整額の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

範囲内において人事委員会規則で定める額

- 4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(特定の職員についての適用除外)

第14条の4 第11条の4、第13条、第14条及び第15条の規定は、特別調整額受給職員には適用しない。

2 略

- 3 第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の4、第11条の2及び第11条の3の規定は、再任用職員には適用しない。

- 4 第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の4、第10条の2、第11条の2及び第11条の3の規定は、短時間勤務職員（再任用職員を除く。）には適用しない。

(期末手当)

第14条の5 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第14条の8までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条から第14条の8までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第16条の2第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第14条の8において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

- 3 第3条の2の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「

- 3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(特定の職員についての適用除外)

第14条の4 第11条の4、第13条、第14条及び第15条の規定は、第7条の2に規定する給料の特別調整額の支給を受ける職員には適用しない。

2 略

- 3 第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の4、第10条の2、第11条の2及び第11条の3の規定は、再任用職員（短時間勤務職員を除く。）及び短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第14条の5 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第14条の8まで並びに附則第5項第3号及び第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条から第14条の8までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第16条の2第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第14条の8及び附則第10項において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

- 3 第3条の2の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100

100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

4 略

5 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額（第3条の2の規定の適用を受ける職員にあっては、当該職員が受けるべき給料月額）とする。

6・7 略

（勤勉手当）

第14条の8 略

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75（特定管理職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35（特定管理職員にあっては、100分の45）を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

4 略

分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。

4 略

5 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第5項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額（第3条の2の規定の適用を受ける職員にあっては、当該職員が受けるべき給料月額）とする。

6・7 略

（勤勉手当）

第14条の8 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の82.5（特定管理職員にあっては、100分の102.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5（特定管理職員にあっては、100分の47.5）を乗じて得た額の総額

3 略

4 第14条の5第6項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは、「第14条の8第3項」と読み替えるものとする。

5 略

附 則

4 略

5 当分の間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第9項及び第10項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第9項において「給料月額減額基礎額」という。））

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第14条の5第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定

する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（第14条の8第4項において準用する第14条の5第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第10項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第14条の8第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第4項において準用する第14条の5第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第10項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第14条の8第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(5) 第16条の2第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第16条の2第1項 前各号に定める額

イ 第16条の2第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第16条の2第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第16条の2第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

給料表	職務の級
行政職給料表	6級
公安職給料表	7級
研究職給料表	4級
医療職給料表(二)	6級
医療職給料表(三)	6級
大学教育職給料表	4級

6 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

7 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員に対する附則第5項第1号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

8 附則第5項の規定が適用される間、第11条の2第3項の規定の適用については、同項中「地域手当の額」とあるのは、「地域手当の額から当該地域手当に係る附則第5項第2号に定める額に相当する額を減じた額」とする。

9 附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第12条から第14条まで及び第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第16条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達

しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

10 附則第5項の規定が適用される間、第14条の8第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2375(特定管理職員にあつては、100分の1.5375)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5(特定管理職員にあつては、100分の102.5)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。





	49	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300
	50	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700
	51	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100
	52	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500
	53	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900
	54	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300
	55	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700
	56	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000
	57	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
	58	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
	59	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
	60	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
	61	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
	62	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800	
再任	63	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100	
用職	64	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400	
員以	65	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700	
外の	66	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000	
職員	67	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300	
	68	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600	
	69	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800	
	70	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100	
	71	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400	
	72	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700	
	73	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900	
	74	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200	
	75	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500	
	76	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700	
	77	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900	
	78	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200	
	79	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500	
	80	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700	
	81	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900	
	82	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200	
	83	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500	
	84	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700	
	85	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900	
	86	290,100	337,200	375,900	389,000		
	87	290,400	337,700	376,300	389,300		
	88	290,800	338,100	376,700	389,500		
	89	291,100	338,400	377,100	389,700		
	90	291,500	338,800	377,600	390,000		
	91	291,800	339,300	378,000	390,300		
	92	292,200	339,700	378,400	390,500		
	93	292,300	339,900	378,700	390,700		
	94	292,500	340,300				
	95	292,900	340,800				
	96	293,300	341,200				
	97	293,500	341,300				
	98	293,800	341,800				
	99	294,200	342,200				
	100	294,600	342,500				
	101	294,800	342,800				
	102	295,100	343,200				
	103	295,500	343,600				
	104	295,800	344,000				

	49	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500
	50	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200
	51	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000
	52	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800
	53	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400
	54	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200
	55	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000
	56	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600
	57	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200
	58	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000
	59	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800
	60	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600
	61	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200
	62	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600	
再任	63	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200	
用職	64	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800	
員以	65	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100	
外の	66	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700	
職員	67	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400	
	68	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900	
	69	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400	
	70	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100	
	71	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800	
	72	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500	
	73	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000	
	74	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700	
	75	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400	
	76	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100	
	77	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600	
	78	293,600	340,400	379,500	396,100		
	79	293,800	340,800	380,100	396,800		
	80	294,200	341,300	380,600	397,500		
	81	294,400	341,700	381,100	398,000		
	82	294,600	342,200	381,700	398,700		
	83	295,000	342,700	382,300	399,400		
	84	295,300	343,200	382,700	400,100		
	85	295,600	343,600	383,300	400,600		
	86	295,900	344,000	383,900			
	87	296,200	344,500	384,500			
	88	296,600	344,900	385,100			
	89	296,900	345,200	385,800			
	90	297,300	345,600	386,400			
	91	297,700	346,100	387,000			
	92	298,100	346,500	387,600			
	93	298,200	346,700	388,300			
	94	298,500	347,100				
	95	298,900	347,600				
	96	299,300	348,000				
	97	299,500	348,100				
	98	299,800	348,600				
	99	300,200	349,100				
	100	300,600	349,400				
	101	300,800	349,700				
	102	301,100	350,100				
	103	301,500	350,500				
	104	301,800	350,900				

105	296,000	344,500							
106	296,300	344,900							
107	296,700	345,300							
108	297,000	345,700							
109	297,200	346,200							
110	297,600	346,600							
111	298,000	346,900							
112	298,300	347,200							
113	298,400	347,700							
114	298,700								
115	299,000								
116	299,400								
117	299,600								
118	299,800								
119	300,100								
120	300,400								
121	300,800								
122	301,000								
123	301,300								
124	301,600								
125	301,900								
再任用職員	185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第16条の3及び附則第2項に規定する職員を除く。

105	302,000	351,400							
106	302,300	351,800							
107	302,700	352,200							
108	303,000	352,600							
109	303,200	353,100							
110	303,600	353,500							
111	304,000	353,900							
112	304,300	354,200							
113	304,400	354,700							
114	304,700								
115	305,000								
116	305,400								
117	305,600								
118	305,800								
119	306,100								
120	306,400								
121	306,800								
122	307,000								
123	307,300								
124	307,600								
125	308,000								
再任用職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500

備考(一) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第16条の3及び附則第2項に規定する職員を除く。

(二) この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。





105	310,400	335,400	361,700	387,100					
106	311,000	336,500	362,200	387,500					
107	311,600	337,500	362,800	388,000					
108	312,300	338,600	363,400	388,300					
109	312,800	339,800	364,000	388,600					
110	313,300	340,800	364,500	389,100					
111	313,900	341,800	365,000	389,600					
112	314,500	342,700	365,500	390,100					
113	315,300	343,600	365,900	390,400					
114	316,000	344,500	366,300	390,900					
115	316,700	345,500	366,900	391,400					
116	317,400	346,500	367,400	391,900					
117	318,000	347,500	367,800	392,200					
118	318,800	348,000	368,300	392,700					
119	319,500	348,600	368,900	393,200					
120	320,300	349,200	369,400	393,700					
121	320,900	349,500	369,500	394,100					
122	321,200	349,900	370,100	394,600					
123	321,700	350,400	370,600	395,000					
124	322,200	350,800	371,000	395,500					
125	322,500	351,200	371,500	395,900					
126			372,000						
127			372,500						
128			373,000						
129			373,300						
130			373,800						
131			374,300						
132			374,800						
133			375,100						
134			375,600						
135			376,000						
136			376,400						
137			376,700						
138			377,200						
139			377,700						
140			378,200						
141			378,500						
再任用職員	238,900	250,600	254,800	286,200	302,700	316,800	340,400	375,600	407,200

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

105	316,700	342,100	368,900	394,800					
106	317,300	343,200	369,500	395,300					
107	317,900	344,300	370,100	395,800					
108	318,600	345,400	370,700	396,100					
109	319,100	346,600	371,300	396,400					
110	319,600	347,600	371,800	396,900					
111	320,200	348,600	372,400	397,400					
112	320,800	349,600	372,900	397,900					
113	321,600	350,500	373,300	398,200					
114	322,300	351,400	373,700	398,700					
115	323,000	352,400	374,300	399,200					
116	323,800	353,400	374,800	399,700					
117	324,400	354,500	375,200	400,100					
118	325,200	355,000	375,700	400,600					
119	326,000	355,600	376,300	401,100					
120	326,800	356,200	376,800	401,600					
121	327,400	356,600	376,900	402,000					
122	327,800	357,000	377,500	402,500					
123	328,300	357,500	378,100	403,000					
124	328,800	357,900	378,500	403,500					
125	329,100	358,300	379,000	403,900					
126			379,500						
127			380,000						
128			380,500						
129			380,800						
130			381,300						
131			381,800						
132			382,300						
133			382,600						
134			383,100						
135			383,500						
136			384,000						
137			384,300						
138			384,800						
139			385,300						
140			385,800						
141			386,100						
再任用職員	239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400

備考(一) この表は、警察官である職員に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 (第3条関係)

## 研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	略	略	274,000	327,100	385,800
	2			276,500	329,300	388,700
	3			279,000	331,500	391,500
	4			281,500	333,600	394,300
	5			283,900	335,500	396,600
	6			286,100	337,600	399,300
	7			288,300	339,700	402,000
	8			290,500	341,800	404,700
	9			292,700	343,800	407,400
	10			295,500	345,800	410,000
	11			298,200	347,900	412,700
	12			301,000	349,900	415,500
	13			303,400	352,000	418,200
	14			306,100	353,900	420,900
	15			308,800	355,800	423,700
	16			311,600	357,700	426,400
	17			314,200	359,600	428,900
	18			316,400	361,500	431,500
	19			318,700	363,400	434,000
	20			320,900	365,400	436,600
	21		235,600	323,200	367,000	439,100
	22		238,300	325,200	369,000	441,700
	23		240,800	327,200	370,900	444,300
	24		243,500	329,300	372,800	446,800
	25		246,200	331,400	374,400	449,000
	26		248,600	333,300	376,100	451,300
	27		251,000	335,100	378,000	453,800
	28		253,400	337,000	379,900	456,300
	29		256,100	339,000	381,800	458,800
	30		258,300	340,700	383,700	461,300
	31		260,400	342,300	385,600	463,800
	32		262,500	344,000	387,600	466,300
	33		264,500	345,400	389,200	468,600
	34		266,600	346,800	391,000	471,000
	35		268,800	348,300	392,600	473,400
	36		270,800	349,800	394,400	475,900
	37		272,800	351,100	395,600	478,300
	38		274,300	352,500	397,100	480,800
	39		275,800	353,900	398,500	483,200
	40		277,400	355,300	399,900	485,700
	41		278,800	356,200	401,300	488,000
	42		280,000	357,300	402,600	490,200
	43		281,100	358,600	404,100	492,400
	44		282,200	359,700	405,700	494,600
	45	216,800	283,000	360,900	407,100	496,300
	46	218,700	284,300	362,100	408,300	497,800
	47	220,500	285,600	363,400	409,900	499,400
	48	222,300	286,800	364,600	411,500	500,900

別表第3 (第3条関係)

## 研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	略	略	276,800	333,700	393,700
	2			279,600	335,900	396,600
	3			282,400	338,100	399,500
	4			285,200	340,300	402,300
	5			287,700	342,300	404,600
	6			290,400	344,400	407,400
	7			293,200	346,500	410,200
	8			296,000	348,600	412,900
	9			298,600	350,700	415,600
	10			301,400	352,800	418,400
	11			304,200	354,900	421,200
	12			307,000	357,000	424,000
	13			309,600	359,100	426,800
	14			312,400	361,000	429,600
	15			315,100	362,900	432,400
	16			317,900	364,900	435,200
	17			320,500	366,800	437,700
	18			322,800	368,700	440,300
	19			325,100	370,700	442,900
	20			327,400	372,700	445,500
	21		235,800	329,800	374,500	448,100
	22		238,600	331,800	376,500	450,700
	23		241,400	333,800	378,500	453,300
	24		244,200	335,900	380,400	455,900
	25		247,000	338,100	382,000	458,200
	26		249,700	340,000	383,800	460,600
	27		252,400	341,900	385,700	463,200
	28		255,100	343,800	387,600	465,700
	29		257,900	345,800	389,500	468,200
	30		260,300	347,500	391,500	470,800
	31		262,700	349,200	393,500	473,400
	32		265,100	350,900	395,500	476,000
	33		267,100	352,300	397,200	478,300
	34		269,600	353,800	399,000	480,800
	35		272,000	355,300	400,600	483,300
	36		274,400	356,800	402,400	485,800
	37		276,500	358,200	403,700	488,200
	38		278,400	359,600	405,200	490,700
	39		280,300	361,000	406,600	493,100
	40		282,200	362,400	408,000	495,600
	41		283,800	363,300	409,400	497,900
	42		285,100	364,500	410,800	500,200
	43		286,400	365,800	412,300	502,400
	44		287,700	367,000	413,900	504,700
	45	217,000	288,700	368,200	415,300	506,600
	46	219,000	290,000	369,400	416,700	508,200
	47	221,000	291,300	370,700	418,300	509,800
	48	222,900	292,600	372,000	419,900	511,300

再任 用職 員以 外の 職員	49	224,000	288,200	365,700	412,800	502,600
	50	225,800	289,500	367,000	414,200	504,000
	51	227,600	290,700	368,300	415,700	505,400
	52	229,300	291,900	369,600	417,100	506,900
	53	230,900	293,100	370,300	418,500	508,000
	54	232,700	294,300	371,300	419,900	509,200
	55	234,500	295,600	372,200	421,300	510,400
	56	236,100	296,800	373,200	422,700	511,600
	57	237,700	297,900	374,000	423,800	512,500
	58	239,000	299,100	374,800	425,100	513,500
	59	240,200	300,300	375,500	426,500	514,500
	60	241,300	301,500	376,200	427,800	515,500
	61	242,600	302,500	376,800	428,600	516,600
	62	243,700	303,600	377,500	429,500	517,500
	63	244,800	304,700	378,400	430,500	518,200
	64	246,000	305,800	379,300	431,400	518,900
	65	247,200	306,800	379,900	432,300	519,700
	66	248,500	307,900	380,700	433,100	520,500
	67	249,700	309,000	381,500	433,700	521,300
	68	250,700	310,100	382,300	434,500	522,100
69	251,700	311,200	382,900	434,900	522,800	
70	253,200	312,200	383,600	435,500	523,600	
71	254,700	313,300	384,300	436,000	524,400	
72	256,100	314,400	385,000	436,500	525,200	
73	257,500	315,200	385,700	437,000	525,900	
74	258,900	316,200	386,300	437,600		
75	260,300	317,300	386,900	438,100		
76	261,600	318,400	387,600	438,600		
77	262,700	319,500	388,300	439,100		
78	263,900	320,500	388,900			
79	265,200	321,500	389,500			
80	266,400	322,400	390,100			
81	267,800	323,500	390,700			
82	269,100	324,300	391,300			
83	270,400	325,000	391,900			
84	271,600	325,800	392,500			
85	272,800	326,300	393,000			
86	274,000	326,800	393,500			
87	275,300	327,300	394,000			
88	276,500	327,800	394,700			
89	277,500	328,100	395,100			
90	278,700	328,600				
91	279,900	329,100				
92	281,100	329,600				
93	282,100	329,900				
94	283,100	330,300				
95	284,100	330,800				
96	285,100	331,300				
97	285,700	331,800				
98	286,600	332,300				
99	287,400	332,800				
100	288,300	333,300				
101	289,200	333,800				
102	289,900	334,300				
103	290,600	334,800				
104	291,300	335,300				

再任 用職 員以 外の 職員	49	224,700	294,000	373,100	421,200	513,000
	50	226,700	295,300	374,400	422,700	514,500
	51	228,700	296,600	375,700	424,200	515,900
	52	230,700	297,800	377,000	425,700	517,400
	53	232,500	299,000	377,700	427,100	518,600
	54	234,500	300,200	378,700	428,500	519,800
	55	236,500	301,500	379,700	429,900	521,000
	56	238,400	302,800	380,700	431,300	522,200
	57	240,100	303,900	381,600	432,400	523,200
	58	241,600	305,100	382,400	433,700	524,200
	59	243,000	306,300	383,100	435,100	525,200
	60	244,500	307,500	383,800	436,400	526,200
	61	245,800	308,600	384,400	437,200	527,300
	62	247,200	309,700	385,100	438,100	528,200
	63	248,600	310,800	386,000	439,100	529,100
	64	250,000	311,900	386,900	440,000	529,800
	65	251,300	313,000	387,600	440,900	530,700
	66	252,700	314,100	388,400	441,800	531,600
	67	254,100	315,200	389,200	442,600	532,500
	68	255,500	316,300	390,000	443,500	533,400
69	256,800	317,400	390,600	444,100	534,400	
70	258,300	318,500	391,300	444,900	535,300	
71	259,800	319,600	392,000	445,800	536,200	
72	261,300	320,700	392,700	446,700	537,100	
73	262,700	321,500	393,400	447,400	538,100	
74	264,100	322,600	394,000	448,200		
75	265,500	323,700	394,700	449,100		
76	266,900	324,800	395,400	450,000		
77	268,000	325,900	396,100	450,700		
78	269,200	326,900	396,700			
79	270,500	327,900	397,300			
80	271,800	328,900	397,900			
81	273,200	330,000	398,500			
82	274,500	330,800	399,200			
83	275,800	331,500	399,800			
84	277,100	332,300	400,400			
85	278,300	332,900	400,900			
86	279,500	333,400	401,500			
87	280,800	333,900	402,200			
88	282,100	334,400	402,900			
89	283,100	334,700	403,300			
90	284,300	335,200				
91	285,500	335,700				
92	286,700	336,200				
93	287,800	336,500				
94	288,800	336,900				
95	289,800	337,400				
96	290,800	337,900				
97	291,400	338,500				
98	292,300	339,000				
99	293,200	339,500				
100	294,100	340,000				
101	295,000	340,500				
102	295,700	341,000				
103	296,400	341,500				
104	297,100	342,000				



105	292,000	335,800			
106	292,500	336,200			
107	293,000	336,700			
108	293,500	337,100			
109	293,700	337,600			
110	294,100	338,000			
111	294,400	338,500			
112	294,700	338,900			
113	295,000	339,400			
114	295,300	339,800			
115	295,600	340,300			
116	295,900	340,700			
117	296,200	341,200			
118	296,600	341,600			
119	296,900	342,000			
120	297,300	342,400			
121	297,600	342,800			
再任用職員	215,200	256,400	281,200	323,600	382,100

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

105	297,900	342,500			
106	298,400	342,900			
107	298,900	343,400			
108	299,400	343,900			
109	299,600	344,400			
110	300,000	344,800			
111	300,300	345,300			
112	300,600	345,700			
113	300,900	346,200			
114	301,200	346,600			
115	301,500	347,100			
116	301,800	347,500			
117	302,100	348,000			
118	302,500	348,400			
119	302,900	348,900			
120	303,300	349,300			
121	303,600	349,700			
再任用職員	215,700	261,200	286,900	330,100	389,800

備考(一) この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に1.00分の1.25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。



	41	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300	437,200
	42	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100	437,600
	43	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900	438,000
	44	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700	438,400
	45	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100	438,800
	46	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700	439,200
	47	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200	439,600
	48	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600	439,900
	49	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000	440,200
	50	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300	440,600
	51	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600	440,900
	52	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900	441,200
	53	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200	441,500
	54	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500	
	55	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800	
	56	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100	
	57	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400	
	58	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700	
	59	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000	
	60	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400	
	61	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600	
	62	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900	
	63	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200	
	64	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500	
再任	65	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700	
用職	66	272,700	311,800	334,200	375,600	404,000	
員以	67	273,800	312,600	334,900	376,300	404,300	
外の	68	274,900	313,400	335,600	376,900	404,600	
職員	69	276,000	314,000	336,300	377,300	404,800	
	70	277,000	314,700	336,800	377,800		
	71	278,100	315,400	337,400	378,300		
	72	279,200	316,000	338,000	378,800		
	73	280,100	316,700	338,300	379,400		
	74	280,800	316,900	338,900	379,900		
	75	281,400	317,500	339,400	380,500		
	76	282,200	318,100	340,000	381,100		
	77	283,000	318,700	340,500	381,600		
	78	283,600	319,200	341,000	382,100		
	79	284,200	319,700	341,500	382,600		
	80	284,800	320,200	341,900	383,100		
	81	285,500	320,800	342,200	383,400		
	82	286,000	321,300	342,500	383,900		
	83	286,400	321,700	342,900	384,300		
	84	286,800	322,200	343,200	384,700		
	85	287,000	322,700	343,700	385,100		
	86	287,200	323,100	344,000			
	87	287,400	323,300	344,300			
	88	287,600	323,700	344,600			
	89	288,000	324,100	345,000			
	90	288,200	324,500	345,300			
	91	288,400	324,900	345,700			
	92	288,600	325,300	346,000			
	93	289,000	325,600	346,400			
	94	289,200	325,800	346,700			
	95	289,400	326,200	347,000			

	41	244,200	281,400	313,400	361,100	402,300	446,400
	42	245,700	283,100	315,100	362,300	403,100	447,100
	43	247,200	284,800	316,800	363,500	403,900	447,900
	44	248,700	286,500	318,500	364,700	404,700	448,700
	45	250,100	288,200	319,700	365,900	405,100	449,300
	46	251,700	289,900	321,200	366,700	405,800	450,100
	47	253,300	291,600	322,700	367,900	406,500	450,900
	48	254,900	293,300	324,300	369,000	407,200	451,500
	49	256,500	294,700	325,800	370,100	407,900	452,100
	50	257,900	296,300	327,100	371,100	408,600	452,900
	51	259,300	297,900	328,400	372,100	409,300	453,700
	52	260,700	299,500	329,700	373,100	409,900	454,500
	53	261,900	300,900	330,800	373,900	410,500	455,100
	54	263,300	302,400	331,800	374,800	411,100	
	55	264,700	303,900	332,900	375,700	411,700	
	56	266,100	305,400	334,000	376,600	412,300	
	57	267,200	306,700	334,500	377,200	412,800	
	58	268,500	308,000	335,400	378,000	413,500	
	59	269,800	309,300	336,200	378,800	414,100	
	60	271,100	310,700	337,100	379,600	414,800	
	61	272,200	312,000	337,900	380,000	415,100	
	62	273,400	313,300	338,200	380,700	415,600	
	63	274,700	314,600	338,900	381,400	416,300	
	64	276,000	315,900	339,600	382,100	417,000	
再任	65	277,100	317,300	340,200	382,600	417,300	
用職	66	278,200	318,100	340,900	383,200	417,900	
員以	67	279,300	318,900	341,600	383,900	418,600	
外の	68	280,400	319,700	342,300	384,500	419,300	
職員	69	281,500	320,300	343,000	385,000	419,800	
	70	282,600	321,000	343,600	385,500		
	71	283,700	321,700	344,200	386,000		
	72	284,800	322,300	344,800	386,500		
	73	285,700	323,100	345,100	387,100		
	74	286,400	323,300	345,700	387,600		
	75	287,100	323,900	346,200	388,200		
	76	287,900	324,500	346,800	388,800		
	77	288,700	325,100	347,300	389,300		
	78	289,300	325,600	347,800	389,800		
	79	289,900	326,100	348,300	390,400		
	80	290,500	326,600	348,800	391,000		
	81	291,200	327,200	349,100	391,500		
	82	291,700	327,700	349,400	392,100		
	83	292,200	328,200	349,800	392,700		
	84	292,600	328,700	350,100	393,300		
	85	292,800	329,200	350,600	394,000		
	86	293,000	329,600	350,900			
	87	293,200	329,800	351,200			
	88	293,400	330,200	351,500			
	89	293,800	330,600	351,900			
	90	294,000	331,000	352,200			
	91	294,200	331,400	352,600			
	92	294,400	331,800	352,900			
	93	294,800	332,200	353,300			
	94	295,000	332,400	353,600			
	95	295,200	332,800	354,000			

96		289,700	326,500	347,300					
97		290,100	326,700	347,600					
98		290,400	327,000	348,000					
99		290,600	327,300	348,400					
100		290,900	327,600	348,800					
101		291,200	327,800	349,300					
102		291,400	328,100	349,700					
103		291,600	328,500	350,100					
104		291,900	328,700	350,500					
105		292,200	328,800	351,000					
106			329,100						
107			329,500						
108			329,700						
109			329,900						
110			330,300						
111			330,700						
112			331,100						
113			331,300						
再任用職員		186,400	213,000	241,200	254,600	279,800	320,500	362,700	424,200

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

96		295,500	333,100	354,300					
97		295,900	333,300	354,600					
98		296,200	333,600	355,000					
99		296,500	333,900	355,400					
100		296,800	334,200	355,800					
101		297,100	334,400	356,300					
102		297,300	334,700	356,700					
103		297,600	335,100	357,100					
104		297,900	335,300	357,500					
105		298,200	335,400	358,000					
106			335,700						
107			336,100						
108			336,300						
109			336,500						
110			336,900						
111			337,300						
112			337,700						
113			337,900						
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000	432,700

備考(一) この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ加算した額とする。





107	<u>289,300</u>	<u>319,900</u>	<u>352,100</u>	<u>370,500</u>
108	<u>289,800</u>	<u>320,400</u>	<u>352,400</u>	<u>371,000</u>
109	<u>290,000</u>	<u>320,800</u>	<u>352,900</u>	<u>371,600</u>
110	<u>290,300</u>	<u>321,200</u>	<u>353,400</u>	<u>372,000</u>
111	<u>290,500</u>	<u>321,500</u>	<u>353,900</u>	<u>372,500</u>
112	<u>290,900</u>	<u>321,800</u>	<u>354,400</u>	<u>373,000</u>
113	<u>291,200</u>	<u>322,200</u>	<u>354,900</u>	<u>373,600</u>
114	<u>291,400</u>	<u>322,600</u>	<u>355,400</u>	
115	<u>291,800</u>	<u>323,000</u>	<u>355,900</u>	
116	<u>292,100</u>	<u>323,300</u>	<u>356,300</u>	
117	<u>292,400</u>	<u>323,500</u>	<u>356,700</u>	
118	<u>292,700</u>	<u>323,800</u>	<u>357,100</u>	
119	<u>293,000</u>	<u>324,200</u>	<u>357,600</u>	
120	<u>293,400</u>	<u>324,400</u>	<u>358,100</u>	
121	<u>293,700</u>	<u>324,600</u>	<u>358,500</u>	
122	<u>294,100</u>	<u>324,900</u>	<u>359,000</u>	
123	<u>294,400</u>	<u>325,200</u>	<u>359,500</u>	
124	<u>294,800</u>	<u>325,500</u>	<u>360,000</u>	
125	<u>295,000</u>	<u>325,700</u>	<u>360,300</u>	
126	<u>295,200</u>	<u>326,000</u>		
127	<u>295,500</u>	<u>326,400</u>		
128	<u>295,900</u>	<u>326,600</u>		
129	<u>296,100</u>	<u>326,700</u>		
130	<u>296,400</u>	<u>327,000</u>		
131	<u>296,800</u>	<u>327,400</u>		
132	<u>297,200</u>	<u>327,600</u>		
133	<u>297,400</u>	<u>327,900</u>		
134	<u>297,700</u>	<u>328,300</u>		
135	<u>298,100</u>	<u>328,700</u>		
136	<u>298,400</u>	<u>329,100</u>		
137	<u>298,600</u>	<u>329,400</u>		
138	<u>298,900</u>	<u>329,800</u>		
139	<u>299,300</u>	<u>330,200</u>		
140	<u>299,600</u>	<u>330,600</u>		
141	<u>299,800</u>	<u>330,900</u>		
142	<u>300,200</u>	<u>331,300</u>		
143	<u>300,600</u>	<u>331,600</u>		
144	<u>300,900</u>	<u>332,000</u>		
145	<u>301,000</u>	<u>332,300</u>		
146	<u>301,300</u>	<u>332,700</u>		
147	<u>301,600</u>	<u>333,100</u>		
148	<u>302,000</u>	<u>333,500</u>		
149	<u>302,200</u>	<u>333,800</u>		
150	<u>302,400</u>	<u>334,200</u>		
151	<u>302,700</u>	<u>334,600</u>		
152	<u>303,000</u>	<u>335,000</u>		
153	<u>303,400</u>	<u>335,300</u>		
154	<u>303,600</u>			
155	<u>303,800</u>			
156	<u>304,100</u>			
157	<u>304,400</u>			
158	<u>304,700</u>			
159	<u>305,000</u>			
160	<u>305,300</u>			
161	<u>305,700</u>			
162	<u>306,000</u>			

107	<u>295,100</u>	<u>326,300</u>	<u>359,200</u>	<u>377,900</u>
108	<u>295,600</u>	<u>326,800</u>	<u>359,500</u>	<u>378,400</u>
109	<u>295,800</u>	<u>327,200</u>	<u>360,000</u>	<u>379,000</u>
110	<u>296,200</u>	<u>327,600</u>	<u>360,500</u>	<u>379,500</u>
111	<u>296,400</u>	<u>327,900</u>	<u>361,000</u>	<u>380,000</u>
112	<u>296,800</u>	<u>328,300</u>	<u>361,500</u>	<u>380,500</u>
113	<u>297,100</u>	<u>328,700</u>	<u>362,000</u>	<u>381,100</u>
114	<u>297,300</u>	<u>329,100</u>	<u>362,500</u>	
115	<u>297,700</u>	<u>329,500</u>	<u>363,000</u>	
116	<u>298,000</u>	<u>329,800</u>	<u>363,400</u>	
117	<u>298,300</u>	<u>330,000</u>	<u>363,800</u>	
118	<u>298,600</u>	<u>330,300</u>	<u>364,300</u>	
119	<u>298,900</u>	<u>330,700</u>	<u>364,800</u>	
120	<u>299,300</u>	<u>330,900</u>	<u>365,300</u>	
121	<u>299,600</u>	<u>331,100</u>	<u>365,700</u>	
122	<u>300,000</u>	<u>331,400</u>	<u>366,200</u>	
123	<u>300,400</u>	<u>331,700</u>	<u>366,700</u>	
124	<u>300,800</u>	<u>332,000</u>	<u>367,200</u>	
125	<u>301,000</u>	<u>332,200</u>	<u>367,600</u>	
126	<u>301,200</u>	<u>332,500</u>		
127	<u>301,600</u>	<u>332,900</u>		
128	<u>302,000</u>	<u>333,100</u>		
129	<u>302,200</u>	<u>333,200</u>		
130	<u>302,500</u>	<u>333,600</u>		
131	<u>302,900</u>	<u>334,000</u>		
132	<u>303,300</u>	<u>334,200</u>		
133	<u>303,500</u>	<u>334,500</u>		
134	<u>303,800</u>	<u>334,900</u>		
135	<u>304,200</u>	<u>335,300</u>		
136	<u>304,500</u>	<u>335,700</u>		
137	<u>304,700</u>	<u>336,000</u>		
138	<u>305,000</u>	<u>336,400</u>		
139	<u>305,400</u>	<u>336,800</u>		
140	<u>305,700</u>	<u>337,200</u>		
141	<u>305,900</u>	<u>337,500</u>		
142	<u>306,300</u>	<u>337,900</u>		
143	<u>306,700</u>	<u>338,300</u>		
144	<u>307,000</u>	<u>338,700</u>		
145	<u>307,100</u>	<u>339,000</u>		
146	<u>307,400</u>	<u>339,400</u>		
147	<u>307,700</u>	<u>339,800</u>		
148	<u>308,100</u>	<u>340,200</u>		
149	<u>308,300</u>	<u>340,500</u>		
150	<u>308,500</u>	<u>340,900</u>		
151	<u>308,800</u>	<u>341,300</u>		
152	<u>309,100</u>	<u>341,700</u>		
153	<u>309,500</u>	<u>342,000</u>		
154	<u>309,700</u>			
155	<u>309,900</u>			
156	<u>310,200</u>			
157	<u>310,600</u>			
158	<u>310,900</u>			
159	<u>311,200</u>			
160	<u>311,500</u>			
161	<u>311,900</u>			
162	<u>312,200</u>			

	163	306,300						
	164	306,600						
	165	307,000						
	166	307,300						
	167	307,600						
	168	307,900						
	169	308,300						
再任用職員		232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900	368,300

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

	163	312,500						
	164	312,800						
	165	313,200						
	166	313,500						
	167	313,800						
	168	314,100						
	169	314,500						
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700

備考(一) この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。



別表第5 (第3条関係)

## 大学教育職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	略				
1			267,500	315,300	401,900
2			270,500	318,300	404,200
3			273,400	321,500	406,600
4			276,200	324,600	409,100
5			279,100	328,000	411,500
6			281,600	330,800	414,000
7			283,900	333,700	416,400
8			286,300	336,600	418,900
9			289,100	339,600	420,900
10			291,600	342,800	423,400
11			294,200	346,000	425,800
12			296,800	349,300	428,200
13			299,300	352,400	429,900
14			301,500	354,700	432,100
15			303,700	357,200	434,400
16			305,800	359,800	436,700
17			308,100	362,500	439,000
18			310,300	364,700	441,400
19			312,500	367,000	443,700
20			314,700	369,200	446,100
21		255,500	316,800	371,300	448,300
22		258,500	319,600	373,400	450,600
23		261,400	322,300	375,500	453,000
24		264,300	325,100	377,600	455,300
25		267,100	327,400	379,500	457,300
26		269,700	329,700	381,300	459,500
27		272,300	332,100	383,200	461,600
28		275,100	334,600	385,100	463,800
29		278,000	337,000	387,100	465,900
30		280,400	339,200	388,800	468,200
31		282,800	341,400	390,500	470,400
32		285,200	343,500	392,200	472,500
33		287,800	345,700	394,000	474,400
34		290,200	348,000	395,800	476,500
35		292,800	350,300	397,400	478,800
36		295,200	352,500	399,200	481,000
37		297,800	354,500	400,500	483,100
38		299,500	356,500	402,200	485,100
39		301,400	358,600	403,800	487,000
40		303,300	360,500	405,400	488,900
41		305,200	362,500	406,700	490,900
42		306,300	364,400	408,300	492,800
43		307,300	366,200	409,800	494,600
44		308,200	368,000	411,400	496,500
45		309,200	370,000	412,800	498,400
46		310,400	371,800	414,400	500,200
47		311,600	373,400	415,900	502,000
48		312,700	375,200	417,500	503,900

別表第5 (第3条関係)

## 大学教育職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	略				
1			267,800	318,500	409,900
2			270,900	320,900	412,400
3			274,000	325,400	414,800
4			277,000	328,900	417,300
5			280,000	332,400	419,800
6			282,800	335,800	422,300
7			285,500	339,300	424,800
8			288,200	342,800	427,300
9			291,000	346,400	429,500
10			293,900	349,700	432,000
11			296,800	353,000	434,500
12			299,700	356,300	436,900
13			302,300	359,500	438,700
14			304,900	362,000	440,900
15			307,400	364,500	443,300
16			309,900	367,100	445,600
17			312,300	369,800	448,000
18			315,000	372,100	450,400
19			317,800	374,400	452,800
20			320,600	376,700	455,200
21		255,700	323,200	378,900	457,500
22		258,800	326,000	381,000	459,900
23		261,900	328,800	383,100	462,300
24		265,000	331,600	385,200	464,700
25		267,900	334,000	387,100	466,700
26		270,900	336,500	389,000	468,900
27		273,900	338,900	390,900	471,100
28		276,900	341,400	392,800	473,300
29		279,900	343,800	394,800	475,500
30		282,600	346,000	396,600	477,800
31		285,300	348,200	398,300	480,000
32		288,000	350,400	400,100	482,200
33		290,600	352,700	401,900	484,200
34		293,500	355,000	403,700	486,300
35		296,300	357,300	405,400	488,600
36		299,100	359,600	407,200	490,900
37		301,800	361,600	409,100	493,100
38		304,000	363,700	410,400	495,100
39		306,300	365,800	412,100	497,100
40		308,600	367,800	413,700	499,100
41		310,700	369,800	415,000	501,100
42		311,900	371,700	416,600	503,000
43		313,100	373,500	418,200	504,900
44		314,300	375,400	419,800	506,800
45		315,400	377,400	421,200	508,700
46		316,600	379,200	422,800	510,500
47		317,800	380,900	424,400	512,300
48		319,000	382,700	426,000	514,200

	49	313,700	377,100	418,900	505,600
	50	314,800	378,800	420,200	507,300
	51	315,800	380,600	421,500	509,100
	52	316,800	382,300	422,800	511,000
	53	318,000	383,600	423,500	512,600
	54	319,000	385,100	424,500	514,200
	55	320,100	386,500	425,400	515,900
	56	321,100	388,100	426,300	517,500
	57	322,200	389,500	427,200	519,100
	58	323,300	390,900	428,100	520,400
	59	324,400	392,300	429,000	521,700
	60	325,400	393,800	429,900	522,900
	61	326,500	395,100	430,800	524,100
	62	327,500	396,500	431,700	525,100
	63	328,600	398,000	432,700	526,100
	64	329,700	399,500	433,800	527,100
	65	330,600	400,500	434,700	527,700
	66	331,700	401,600	435,700	528,600
	67	332,700	402,600	436,700	529,500
	68	333,800	403,700	437,600	530,400
	69	334,700	404,700	438,600	531,300
	70	335,800	405,600	439,600	532,100
	71	336,800	406,600	440,600	532,800
	72	337,900	407,200	441,600	533,300
	73	338,500	408,000	442,600	534,000
	74	339,500	408,900	443,500	534,500
	75	340,500	409,700	444,400	535,300
	76	341,500	410,500	445,400	535,900
	77	342,500	411,200	446,200	536,400
	78	343,500	411,600	446,700	
	79	344,500	411,900	447,400	
	80	345,400	412,200	448,000	
	81	346,400	412,500	448,800	
	82	347,400	412,800	449,500	
	83	348,400	413,100	449,800	
	84	349,400	413,400	450,400	
	85	350,000	413,700	450,800	
	86	350,600	414,000	451,100	
	87	351,200	414,300	451,400	
	88	351,800	414,600	451,700	
	89	352,400	414,800	452,000	
	90	352,800	415,100		
	91	353,200	415,400		
	92	353,700	415,700		
	93	354,200	415,900		
	94	354,600	416,200		
	95	355,100	416,500		
	96	355,600	416,800		
	97	356,200	417,000		
	98	356,700	417,300		
	99	357,100	417,600		
	100	357,600	417,800		
	101	358,000	418,000		
	102	358,500	418,300		
	103	358,900	418,600		
	104	359,400	418,800		

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

	49	320,000	384,600	427,500	515,900
	50	321,100	386,400	428,800	517,700
	51	322,200	388,200	430,100	519,500
	52	323,200	390,000	431,400	521,400
	53	324,400	391,300	432,200	523,200
	54	325,400	392,800	433,200	524,900
	55	326,500	394,300	434,100	526,600
	56	327,600	395,900	435,000	528,200
	57	328,700	397,300	435,900	529,900
	58	329,800	398,700	436,800	531,200
	59	330,900	400,200	437,800	532,500
	60	331,900	401,700	438,700	533,800
	61	333,000	403,000	439,600	535,000
	62	334,100	404,500	440,500	536,000
	63	335,200	406,000	441,600	537,000
	64	336,300	407,500	442,700	538,000
	65	337,200	408,500	443,600	538,700
	66	338,300	409,600	444,600	539,600
	67	339,400	410,700	445,600	540,500
	68	340,500	411,800	446,600	541,400
	69	341,400	412,800	447,600	542,300
	70	342,500	413,700	448,600	543,100
	71	343,600	414,600	449,600	544,000
	72	344,700	415,400	450,600	544,700
	73	345,300	416,200	451,600	545,600
	74	346,300	417,100	452,500	546,500
	75	347,300	417,900	453,400	547,400
	76	348,300	418,800	454,400	548,300
	77	349,400	419,500	455,200	549,200
	78	350,400	420,100	455,700	
	79	351,400	420,700	456,400	
	80	352,400	421,300	457,000	
	81	353,400	421,600	457,800	
	82	354,400	422,200	458,500	
	83	355,400	422,800	459,100	
	84	356,400	423,400	459,800	
	85	357,000	423,700	460,300	
	86	357,600	424,200	460,900	
	87	358,200	424,800	461,600	
	88	358,800	425,400	462,300	
	89	359,500	425,800	462,800	
	90	359,900	426,400		
	91	360,300	427,000		
	92	360,800	427,500		
	93	361,300	427,800		
	94	361,700	428,200		
	95	362,200	428,600		
	96	362,700	429,000		
	97	363,300	429,500		
	98	363,800	430,000		
	99	364,300	430,400		
	100	364,800	430,900		
	101	365,200	431,300		
	102	365,700	431,700		
	103	366,100	432,200		
	104	366,600	432,500		

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

105	359,900	419,000		
106	360,300			
107	360,800			
108	361,300			
109	361,700			
110	362,200			
111	362,700			
112	363,100			
113	363,500			
114	363,900			
115	364,400			
116	364,800			
117	365,200			
118	365,600			
119	366,100			
120	366,500			
121	366,800			
122	367,200			
123	367,700			
124	368,000			
125	368,400			
126	368,900			
127	369,400			
128	369,800			
129	370,200			
再任用職員	280,400	291,500	313,400	397,400

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

105	367,100	433,100		
106	367,500			
107	368,000			
108	368,500			
109	369,000			
110	369,500			
111	370,000			
112	370,400			
113	370,800			
114	371,200			
115	371,700			
116	372,100			
117	372,500			
118	372,900			
119	373,400			
120	373,900			
121	374,200			
122	374,600			
123	375,100			
124	375,400			
125	375,800			
126	376,300			
127	376,800			
128	377,300			
129	377,800			
再任用職員	285,600	297,400	319,700	405,400

備考(一) この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年香川県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後		改正前	
(特定任期付職員の給与に関する特例) 第4条 略		(特定任期付職員の給与に関する特例) 第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員で同条第1号に規定する地方公営企業に勤務するものをいう。以下同じ。))である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	
号 給	給 料 月 額	号 給	給 料 月 額

	円
1	377,000
2	426,000
3	479,000
4	542,000
5	618,000
6	722,000
7	845,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ加算した額とする。

2～4 略

（給与条例の適用除外等）

第5条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の3、第14条の3第1項、第14条の4第1項及び第14条の5第2項の規定の適用については、給与条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する医師又は歯科医師である職員に限る。）」と、給与条例第14条の3第1項中「職員が」とあるのは「職員又は任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、給与条例第14条の4第1項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。

3 略

	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	844,000

2～4 略

（給与条例の適用除外等）

第5条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の3、第14条の3第1項、第14条の4第1項及び第14条の5第2項の規定の適用については、給与条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する医師又は歯科医師である職員に限る。）」と、給与条例第14条の3第1項中「職員が」とあるのは「職員又は任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、給与条例第14条の4第1項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

3 略

第2

改正後

改正前

（特定任期付職員の給与に関する特例）  
第4条 略

（特定任期付職員の給与に関する特例）  
第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3

号 給	給 料 月 額
	円
1	37万
2	418,000
3	47万
4	531,000
5	606,000
6	708,000
7	828,000

2～4 略

(給与条例の適用除外等)

第5条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の3、第14条の3第1項、第14条の4第1項及び第14条の5第2項の規定の適用については、給与条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する医師又は歯科医師である職員に限る。）」と、給与条例第14条の3第1項中「職員が」とあるのは「職員又は任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、給与条例第14条の4第1項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給

条第4号に規定する職員で同条第1号に規定する地方公営企業に勤務するものをいう。以下同じ。)である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号 給	給 料 月 額
	円
1	377,000
2	426,000
3	479,000
4	542,000
5	618,000
6	722,000
7	845,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ加算した額とする。

2 略

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。

4 略

(給与条例の適用除外等)

第5条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の3、第14条の3第1項、第14条の4第1項及び第14条の5第2項の規定の適用については、給与条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する医師又は歯科医師である職員に限る。）」と、給与条例第14条の3第1項中「職員が」とあるのは「職員又は任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、給与条例第14条の4第1項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給

与条例第14条の5第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

3 略

与条例第14条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。

3 略

(職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年香川県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額(職員給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年香川県条例第55号)附則第11項から第13項までの規定による給料の支給を受ける職員にあっては、平成27年3月31日においてその者に適用されていた給料表の給料月額欄に定める額)が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額(職員給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年香川県条例第53号)の施行の日において、職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表第3の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの)にあっては100分の99.34、当該職員又は医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の職員にあっては100分の99.09を当該額に乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては当該差額に相当する額に4分の1を乗じて得た額(その額が1万円を超える場合にあっては、1万円)を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を、同年4月1日から平成29年3月31日までの間にあっては当該差額に相当する額に4分の2を乗じて得た額(その額が2万円を超える場合にあっては、2万円)を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を、同年4月1日から平成30年3</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額(職員給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年香川県条例第53号)の施行の日において、職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表第3の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの)にあっては100分の99.34、当該職員又は医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の職員にあっては100分の99.09を当該額に乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第5項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)のうち、その職務の級が給与条例附則第5項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当分の間、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。</p>

月31日までの間にあっては当該差額に相当する額に4分の3を乗じて得た額（その額が3万円を超える場合にあっては、3万円）を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料として支給する。

(1)～(3) 略

9 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第7条第2項、第11条の4第2項並びに第14条の5第5項及び第6項（給与条例第14条の8第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、給与条例第7条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第11条の4第2項並びに第14条の5第5項及び第6項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。

10 附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(1)～(3) 略

(1)～(3) 略

9 附則第6項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する給与条例第7条第2項、第11条の4第2項並びに第14条の5第5項及び第6項（給与条例第14条の8第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、給与条例第7条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第11条の4第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第63号）第2条の規定による改正前の平成18年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」と、第14条の5第5項及び第6項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。

10 附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第63号）第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(1) 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第55号）第10条第2項、第14条第2項、第15条第2項、第16条第2項及び第17条第2項

(2) 警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第56号）別表

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第4項

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第2の表の改正部分、第2条中一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第2の表の改正部分及び第3条の規定並びに附則第6項から第20項まで（附則第8項及び第17項を除く。）の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条中第1の表の改正部分による改正後の給与条例（以下この項及び附則第8項において「改正後の給与条例」という。）第7条の3第1項及び別表第1から別表第5までの規定、第2条中第1の表の改正部分による改正後の任期付職員条例（以下この項及び附則第8項において「改正後の任期付職員条例」という。）第4条第1項の規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成26年4月1日から適用し、改正後の給与条例第14条の5第3項及び第14条の8第2項並びに附則第10項の規定並びに改正後の任期付職員条例第5条第2項の規定は、同年12月1日から適用する。  
(平成26年4月1日前の異動者の号給の調整)
- 3 平成26年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(香川県職員退職手当条例に関する特例)
- 4 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）に退職した者（給与条例別表第1から別表第5まで又は任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（給与条例第3条の2の規定の適用を受ける職員を除く。以下「給料表適用職員」という。）に限る。）に関する香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）第3条第1項、第4条第1項、第4条の3第1項及び第5条第5項並びに附則第29項の規定の適用については、同条例第3条第1項中「の給料の月額」とあるのは「に適用されていた職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）別表第1から別表第5まで又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条第1項に規定する給料表の給料月額欄に定める額（以下「給料月額欄に定める額」という。）」と、「の受けるべき給料の月額」とあるのは「に適用されるべき給料月額欄に定める額」と、同条例第4条第1項及び第5条第5項中「の給料月額」とあるのは「に適用されていた給料月額」と、同条例第4条の3第1項中「受けていた」とあるのは「適用されていた」と、同項及び同条例附則第29項中「その者の」とあるのは「その者に適用されていた」とする。
- 5 特例期間に退職した者（任期付職員条例第4条第3項の規定による給料月額を受ける職員（以下「特例特定任期付職員」という。）に限る。）に関する香川県職員退職手当条例第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額を超えない範囲内で規則で定める額」とする。
- 6 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）以降に退職した者（給料表適用職員に限る。）であって、香川県職員退職手当条例第4条の3第1項に規定する減額日（以下単に「減額日」という。）が特例期間にあるものに関する同項の規定の適用については、同項中「給料月額のうち」とあるのは、「給料月額（平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）別表第1から別表第5まで又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条第1項に規定する給料表の給料月額欄に定める額）のうち」とする。
- 7 切替日以降に退職した者（特例特定任期付職員に限る。）であって、減額日が特例期間にあるものに関する香川県職員退職手当条例第4条の3第1項の規定の適用については、同項中「給料月額のうち」とあるのは、「給料月額（平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては、給料月額を超えない範囲内で規則で定める額）のうち」とする。  
(給与の内払)
- 8 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条中第1の表の改正部分による改正前の給与条例又は第2条中第1の表の改正部分による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定によ



る給与の内払とみなす。

(切替日における任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額切替え)

- 9 切替日の前日において任期付職員条例第4条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、第2条中第2の表の改正部分による改正後の任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 10 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 11 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において適用されていた給料表の給料月額欄に定める額に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 12 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 13 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 14 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第7条第2項、第11条の4第2項及び第14条の5第6項(給与条例第14条の8第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)(これらの規定を職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(以下「平成18年改正条例」という。))附則第9項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、給与条例第7条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年香川県条例第55号。以下「平成26年改正条例」という。))附則第11項から第13項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第11条の4第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成26年改正条例附則第11項から第13項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第14条の5第6項中「その額に給料月額」とあるのは「その額に給料月額と平成26年改正条例附則第11項から第13項までの規定による給料の額との合計額」とする。

- 15 附則第11項から第13項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定(平成18年改正条例附則第10項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年香川県条例第55号)附則第11項から第13項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(1) 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年香川県条例第55号)第10条第2項、第14条第2項、第15条第2項、第16条第2項及び第17条第2項

(2) 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年香川県条例第56号)別表

(3) 任期付職員条例第4条第4項

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)

- 16 切替日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する第1条中第2の表の改正部分による改正後の給与条例第10条の2第2項の規定の適用については、同項中「3万円」とあるのは、「3万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 17 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 18 職員の育児休業等に関する条例(平成4年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第24条 略</p> <p>附 則</p> <p>(育児休業に係る給与等に関する条例の廃止に伴う経過措置) 3 略</p>	<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第24条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条及び学校職員給与条例第27条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条及び学校職員給与条例第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>附 則</p> <p>(育児休業に係る給与等に関する条例の廃止に伴う経過措置) 3 略</p> <p><u>(給与条例附則第5項の規定及び学校職員給与条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え)</u></p> <p>4 <u>育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第5項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額に」と、「給料月額減額基礎額及び」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額に」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額に」とする。</u></p> <p>5 <u>育児短時間勤務職員等に対する学校職員給与条例附則第6項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に学校職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額</u></p>

を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額及び」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額及び」とする。

6 給与条例附則第5項及び学校職員給与条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第24条の規定の適用については、同条中「給与条例第16条」とあるのは「給与条例附則第9項」と、「学校職員給与条例第27条第2項」とあるのは「学校職員給与条例附則第11項」とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 19 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(介護休暇) 第16条 略</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置) 第2条 略</p>	<p>(介護休暇) 第16条 略 2 略 3 介護休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置) 第2条 略</p> <p><u>(職員の給与に関する条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)</u> 第3条 職員の給与に関する条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第16条第3項の規定の適用については、同項中「第16条」とあるのは、「附則第9項」とする。</p>

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

- 20 職員の修学部分休業に関する条例（平成19年香川県条例第70号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="226 209 315 240">附 則</p> <p data-bbox="174 320 745 352">この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="1211 209 1301 240">附 則</p> <p data-bbox="1173 284 1317 316"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="1133 323 1760 355">1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1155 400 2085 467"><u>(職員給与条例附則第5項及び学校職員給与条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)</u></p> <p data-bbox="1133 475 2085 1153">2 <u>職員給与条例附則第5項及び学校職員給与条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額から当該職員の給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（人事委員会規則で定める手当又は人事委員会に協議して教育委員会規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該合計額に、人事委員会規則で定める額又は人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（当該職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額及びこれに対する地域手当の月額合計額（人事委員会規則で定める手当又は人事委員会に協議して教育委員会規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該合計額に、人事委員会規則で定める額又は人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額」とする。</u></p>